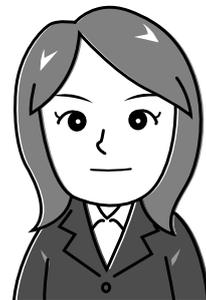


きゅう さい せい ど 救済制度についてみなさん

今、札幌市が考えている救済制度の内容を、3~4ページで説明してきました。わかっていただけたでしょうか。

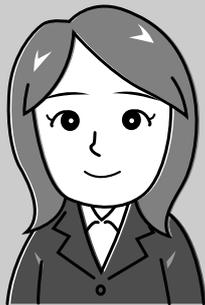


新しい制度をつくり、一人でも多くの子どもを救うことが、「子どもの権利」を守ることになると考えています。

救済制度は、子ども自身も利用するもの。より多くのみなさんから、意見を聞かせてほしいと思っています。



「子どもの権利」とはどのようなものでしょうか？



生きる権利や、守られる権利、参加する権利など、子どもたちが毎日を生き生きと過ごし、自分らしくのびのびと成長・発達するために欠かすことができないものが、子どもの権利です。

札幌市では、子どもにとって大切な権利やそれを保障するためのおとな(市役所や保護者、先生など)の役割についての「条例」(札幌市民のきまり)を作ろうと考えています。その条例の中に、このパンフレットに書いてある救済制度のこともくわしく入れようとしています。



子どもの権利はだれにでもあるもの。
だから、お互いの権利を尊重しあうことが大事だね。

わたしは条例全体のことも調べてみようかな。
子ども未来局のホームページで資料が紹介されているんだって。
アドレスは最後のページに書いてるよ。



から意見を募集します!



きゅうさいせいど 救済制度を、子どもたちにとって利用しやすく親しまれるものにするためには、どうすればいいと思いますか?
たとえば、次のようなことも参考にしてください!!

たとえば…

相談員はどんな人がいいでしょう?

相談の方法は、どのようなものがあればいいと思いますか?

相談窓口は、いつ開いているとよいでしょう?

相談室の場所や雰囲気は、どのようなところがよいでしょう?

記入欄

書き方などは、次のページを見てね!
電子メールで送ることもできます!

自分よりも小さい子どもの気持ちになって考えるのもいいかもしれないね。

なまえ

学年

このパンフレットを読んだ意見を自由に書いてください。

料金受取人払郵便

札幌支店
承認

151

差出有効期間
平成20年3月
31日まで
●切手不要

0608788

札幌市 子ども未来局
子ども育成部 子どもの権利推進課 行
札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3階

やま折り②

書き方について

- 1 記入欄に意見を書いて、用紙を切り取り、のりづけ後、札幌市子ども未来局子どもの権利推進課に提出してください。
提出方法は、郵便、ファックスのほか、電子メール、ホームページでも、受け付けています。また、直接、子ども未来局に持って来てくださってもかまいません。なお、電話による受付は行っておりません。
 - 2 学校や施設などで意見用紙を取りまとめている場合は、学校や施設に提出してください。
- ※ 寄せられた意見に対して、個別の回答はいたしません。意見の要点をまとめ、それに対する札幌市の考え方とあわせて、ホームページなどで発表します。
 - ※ 記入用紙に名前や学年を書かなくてもかまいません。意見の要点を発表するとき、名前は公表しませんが、学年は紹介する場合があります。
 - ※ 記入用紙を直接子ども未来局にお持ちいただく場合、受付時間は平日の午前8時45分～午後5時15分までです。
 - ※ このパンフレット（小学生・中学生向け）のほかに、一般用（高校生・大人向け）の資料を、市役所、子ども未来局、区役所などで配布しています。

お問い合わせ先

札幌市子ども未来局子ども育成部
子どもの権利推進課

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943
電子メール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp
ホームページ：「子どもの権利ウェブ」
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

5C31N

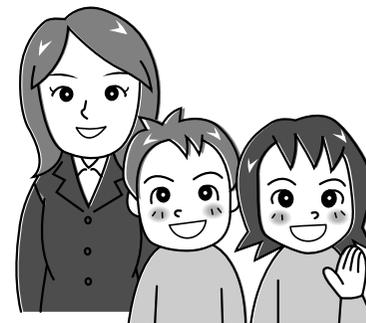
やま折り①

5C31N



札幌市では、このパンフレットに書かれている救済制度の内容について、みなさんの意見を募集します。

このあと、寄せられた意見などをもとにして条例案を作り、札幌市議会（市民の代表である議員が集まるところ）に、提案することになっています。



意見提出期限

平成20年（2008年）3月28日（金）必着で、郵送・持参・FAX・電子メール等により提出してください。

※郵送の場合

- ① このページを切り取り、ご意見記入。
- ② 折り線のとおり折る。
- ③ のり付けし、ポストに入れる。

（切手はいりません）

